

独禁法違反と取締役の責任

—リスクと対応策—

梅田総合法律事務所 弁護士 西口健太

弁護士 梁 沙織

▶ POINT

- ①独禁法違反行為により、会社に課徴金が課された場合、それに対して取締役の責任が追及される可能性が高まっています。
- ②独禁法上、課徴金減免制度(リニエンシー)が用意されていますが、公正取引委員会への申告の時機を逸しないよう、的確かつ迅速な判断が要求されます。
- ③取締役は、内部統制システム構築義務の内容や課徴金減免制度について理解し、事前に適切な措置を取っておく必要があります。

1 はじめに

近年、独禁法違反により企業に巨額の課徴金が課される事例が相次いでいます。課徴金額は時として数十億円にのぼることもあり、企業経営に深刻な影響をもたらします。

取締役は会社の経営者として、独禁法に違反する行為を行った場合はもちろん、独禁法に違反する行為が会社で行われることを防止するためのシステムを構築していなかった場合、さらには課徴金減免制度を適時・適切に利用しなかった場合には、任務懈怠責任が生じる場合があります。

そして、かかる責任追及のために株主代表訴訟に至るケースも増えており、取締役が会社に対して高額の和解金を支払って解決をしたという最近の事例(後述の住友電工株主代表訴訟事件)もありますから、取締役にとって、事前の対策は重要な問題です。

また、独禁法違反は、価格カルテルや入札談合のみならず、取引先に対する優越的地位の濫用等でも問題になりますので、あらゆる企業が当事者になる可能性があります。

2 課徴金制度の概要

特定の独禁法違反行為が行われた場合、公正取引委員会は、当該事業者に対して、課徴金の納付を命じなければならないものとされています。

課徴金の金額は、独禁法違反行為の類型ごとに定められている算定の基礎(独禁法違反行為に係る商品の一定期間の売上額など)に、一定の算定率を乗じて算定されます。この算定率は業種によっても異なり、具体的には以下の表のとおりです。

<課徴金算定率>

()内は中小企業の場合

	製造業等	小売業	卸売業
不当な取引制限	10% (4%)	3% (1.2%)	2% (1%)
支配型私的独占	10%	3%	2%
排除型私的独占	6%	2%	1%
共同の取引拒絶 差別対価 不当廉売 再販売価格の拘束	3%	2%	1%
優越的地位の濫用	1%		

出典：公正取引委員会ホームページ (<http://www.jftc.go.jp/dk/seido/katyokin.html>)

3 課徴金減免制度の概要

平成18年に、独禁法違反行為に関する情報を積極的に得られるようにすること等を目的として、事業者が自らの違反行為に係る事実について公正取引委員会に申告すれば、課徴金額を免除または減額するという制度が設けられました。この制度が課徴金減免制度、いわゆるリニエンスです。

この制度は、申告順位により減免率が下がります。すなわち、課徴金減免の恩恵が受けられるのは、公正取引委員会の調査開始日前までは最大5社まで(減免率は1位が100%、2位が50%、残りが30%)、調査開始日以後は最大3社(減免率は一律30%)までとされており、申告が遅れた事業者は適用を受けることができません。

そのため、独禁法違反行為につき自ら申告するか否かの判断は、他社の動向を含めた事情を総合的に考慮して、的確かつ迅速になされる必要があります。

4 取締役の責任と対策

(1) 住友電工株主代表訴訟事件

平成22年5月21日に、公正取引委員会が、NTT 東日本等が発注する光ファイバーケーブル製品の製造業者らが価格カルテルを行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を出しました。

そのうち、67億円余の課徴金納付命令を受けた住友電工の株主らが、主として課徴金減免制度の利用をしなかったことについて責任を追及する株主代表訴訟を提起しました(課徴金減免制度の利用の是非を問う初めての株主代表訴訟と言われています)。新聞報道等によれば、平成26年5月7日、経営陣が会社に解決金5億2000万円を支払う等の内容で和解が成立したとされています。

この件は、独禁法違反事件において株主がどのような点に着目して取締役の責任を追及したかという点で実務上参考になる事例と言えます。そこで、以下では、この事件における原告側の主張をもとに、この種の価格カルテル事例において、取締役のどのような義務違反が追及される可能性があるのか確認した上で、取締役としてはどのような措置を取るべきか、簡潔にご説明します。

①カルテルに関与または黙認した過失

→取締役が自らカルテルに関与または黙認した場合は、任務懈怠責任を免れるのは困難です。会社の損害を最小限に食い止めるため、直ちに課徴金減免制度の利用を検討するよりほかないでしょう。

この場合は、ほとんど取締役としての責任を免れる余地はありません。

②カルテル防止に関する内部統制システム構築義務違反

→取締役には、カルテル行為が行われないような体制を築いておくことが求められます。具体的には、以下のようなものが考えられます。

- ◎経営トップによるコンプライアンス遵守の呼びかけ
- ◎法務・コンプライアンス担当部署の整備
- ◎独占禁止法遵守マニュアルの策定、研修
- 独禁法違反行為に関する懲戒規定の整備、周知

③課徴金減免制度に関する内部統制システム構築義務違反

→課徴金減免制度が設けられたことで、内部統制システムとして、その制度を適切に利用するためのシステムを構築することが求められるようになったと考えられます。重要なのは、万ーカルテルが行われていた場合にそれを早期に発見し、迅速に対応できる体制を整えておくことです。具体的には、以下のようなものがあります。

- ◎独占禁止法遵守マニュアルや研修において課徴金減免制度について取り上げるなどして、同制度について社員に周知しておく
- ◎内部通報制度の活用
- ◎独禁法違反情報に接した場合の社内調査の手順等の整備
- ◎外部の法律事務所との協力関係の構築
- 社員が独禁法違反行為への関与を自主申告した場合に社内処分を軽減する制度の導入、周知
- 社内相談体制の充実

④実際に課徴金減免制度を利用しなかった過失

→既に述べたとおり、課徴金減免制度を利用するか否かについては、他社の動向を含めた事情を総合的に考慮し、的確かつ迅速な対応が必要となります。価格カルテルと疑わしき情報に接した場合に、直ちに弁護士等の専門家の助言を得るなどして、課徴金減免制度の利用に向けた社内調査・検討を行うことが重要です。

(2) 優越的地位の濫用

優越的地位の濫用による独禁法違反の事例としては、例えば、大規模小売業者が、自社の店舗の新規開設や既存店の棚卸し等に際して、納入業者に従業員等の派遣や協賛金の負担を要請することが挙げられます。

このような行為は、つい日常的にやっと思いがちなものですが、実際に巨額の課徴金納付命令が出されたこともあり、今後、規制がよりいっそう強化される可能性があります。

もっとも、どのような行為が優越的地位の濫用にあたりと判断されるかについては、曖昧な

部分が多く残されています。

取締役としては、どのような行為が優越的地位の濫用にあたりうるのかについて社内で研修を行うなどした上で、微妙な事案については弁護士等の専門家に相談できる体制を構築しておくことなどが求められるものと思われます。

5 まとめ

以上で見たように、独禁法違反行為を理由とする課徴金納付命令は企業にとって大きなリスクとなりつつありますし、取締役としても株主代表訴訟を提起されるリスクがあります。

したがって、取締役には、平時においては、独禁法違反行為を予防するための内部統制システムを構築・運用しておくことが求められるとともに、課徴金減免制度の利用に向けた対応を行うことや、優越的地位の濫用が疑われる場合には早期に当該行為を是正することなど、的確かつ迅速な対応が求められます。

しかしながら、課徴金減免制度を利用すべきか否か、利用する場合の公正取引委員会への対応、さらにはどのような行為が優越的地位の濫用にあたるのか等は、高度に専門的な判断が必要となります。判断に迷われた際には、ぜひ当事務所にご相談下さい。

※ 許可なく転載することはお控え下さい。

※ このニュースレターは PDF ファイルでメール配信が可能です。各弁護士までお申し出ください。

COLUMN

先日、エネルギー供給システムの科学技術、研究開発に関する、ある一般社団法人の設立準備に関わる機会をいただき、今後、事務所の他の弁護士と一緒に監事の役目もお引き受けすることになりました。

東日本大震災以降、日本のエネルギー供給の変革が求められる中、分野の異なる多くの研究者、技術者が集まり、大きな夢と熱意を持って、それを単なる夢で終わらせることなく、実現に向けて本気で努力されている姿に、感銘を受けました。

私たち法律家は、依頼者の紛争解決だけではなく、依頼者の夢や熱意を形に変える、あるいは、形が変わったものを社会の中に落としこむためのお手伝いをすることで、社会に貢献するという使命があることを再認識した一日でした。

(弁護士 高橋幸平)

梅田総合法律事務所

〒530-0004 大阪市北区堂島浜1丁目1番5号 大阪三菱ビル6階

TEL : 06-6348-5566(代) FAX : 06-6348-5516

<http://www.umedasogo-law.jp>